

大学等における履修証明 (certificate) 制度の概要

(趣 旨)

教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置づけられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。

これにより、各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

(制度の概要) ※ 具体的要件については学校教育法施行規則（省令）において規定

以下の要件を満たす履修証明プログラムを大学等が提供できることとした。

- 対象者：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
- 内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- 期 間：目的・内容に応じ、総時間数60時間以上で各大学等において設定
- 証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
- 質保証：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保

※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

(基本的考え方)

- プログラムの目的・内容として、多様かつ高度な、職業上に必要な専門的知識・技術取得のニーズに応じたもの、資格制度等とリンクしたもののほか、生涯学習ニーズへの対応など多様な目的・内容のプログラムを想定。
- プログラムの目的・内容に応じて、職能団体や地方公共団体、企業等との連携を推奨。